

「規約人権委員会報告「追いこまれた日本政府—規約人権委員会でも『慰安婦』追求」」

一〇月二四日～三〇日の間、規約人権委員会（国際人権〔自由権〕規約により、同規約上の権利の国際的実施のために設置された国際機関。政府報告書審査などの権限がある）出席のため、ジュネーブ国連欧州本部に出張した。日弁連代表団の一人として、二七～二八日の第三回日本政府報告書審査を傍聴し、日本の人権問題全般について、同委員会と日本政府の間の重要討議を直接見聞した。「戦後補償」問題についてのみ報告しよう。

同規約二六条（法の前の平等）との関連で、台湾・朝鮮出身の旧軍人・軍属が日本国籍喪失により恩給などを受給できない問題について三委員が発言した。スウェーデン出身のベネグレン委員は、「戦争被害者である『従軍慰安婦』はいかなる補償からも取り残されてしまうのではないかと憂慮している」という趣旨の短い発言をした。

日本政府代表の国方外務省・人権難民課長は、「国籍条項の撤廃は考えていない」と述べた。「『従軍慰安婦』については、規約批准前に発生した事項なので、規約の適用があるかの問題はあるが、」とした上で、これまでの経過を説明した。宮沢首相の謝罪、政府による第二次調査・発表、河野官房長官談話をも含む詳細なものだ。内容的に新味はなかったが、一委員の短い発言に対しても、丁寧に回答しようとする姿勢がうかがえる。

今後も、様々な国際機関の会議で、「従軍慰安婦」問題が盛んに討議されるだろう。その度に日本政府は同じ回答をくりかえさざるを得ない状況に追いこまれたのだ。討議自体は、日本政府に対して何等かの対応を強制する法的拘束力はない。しかし、安保理常任理事国入りを目指す日本が、いつまでもこの状況に耐えられるだろうか。疑問だ。

今回の規約人権委員会には、多くのカウンターレポート（政府報告書に対抗して国際・国内NGOが委員に提供する情報）が出された。ところが、関係NGO間で「従軍慰安婦」問題へのアプローチに注目すべき違いが出てきた。台湾日本兵問題など「戦後補償」問題に長年取り組んできた自由人権協会が詳しい報告書(Japan Civil Liberties Union: REPORT ON POST WAR RESPONSIBILITY OF JAPAN FOR REPARATION AND COMPENSATION, April 1993.)を出した。その中の「従軍慰安婦に関する報告」（高木健一弁護士執筆部分）は、「従軍慰安婦」に対する取り扱いが人道に対する罪を構成すると主張してはいるが、補償問題を論ずるにいたると一転これを法的には旧「軍属」と扱っている。恩給など金銭補償を目指して同規約二六条による差別論を展開する必要上の「法技術的主張」であろう。

これに対して、日弁連は、同委員会委員全員に送った「採り上げて欲しい質問事項」(Japan Federation of Bar Associations: LIST OF SUGGESTED QUESTIONS, October 1993.)の中でこれとは異なる主張をした。被害者本人や韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）などが、「『従軍慰安婦』は、日本帝国軍による性的奴隷制犯罪の被害者であって、加害者日本帝国軍の軍属扱いされるべきではない」としているため、その被害感情を尊重しようとしたのだ。また、被害実態から言っても、「日本帝国軍のために働いた軍属」というよりも、その「性的奴隷」とするほうが適当だろう。日弁連前記書面は、広義の「戦争被害者」という概念を立てている。日本帝国軍側にあって戦争被害を受けた旧軍人・軍属に

は、恩給など累積で三三兆円（毎年一・七兆円）にも上る補償がなされているのに対して、その加害行為により真の戦争被害を受けた「従軍慰安婦」などの被害者には全く補償がなされていないことを問題にして、規約二六条に違反する差別だと批判したのである。

ロビイングの過程で、委員から「規約二六条のいう『法の前の平等』を言う必要がある。日本軍による戦争犯罪の被害者の間で、国内法・国際法上の差別的取扱はないのか」と質問され、これに答える必要があった。日本は、ポツダム宣言一〇条を受諾し、「一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ」とする原則を承認した。さらに、日本は、サンフランシスコ平和条約第一条によって、連合国捕虜等に対する残虐行為など戦争犯罪及び人道に対する罪を裁いた「極東国際軍事裁判所並びに日本国内および国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し」た。また、「日本国の捕虜であった間不当な苦難を被った連合国軍隊の構成員」に対しては、同条約第一六条によって金銭的補償義務を受諾していることも重要だ（但し、金額は不当に少額だった。ここで問題にしているのは補償義務の諾否と言う原則的問題である）。にもかかわらず、同様に日本帝国による「戦争犯罪・人道に対する罪による被害」を被った「従軍慰安婦」については、日本の当局は、一人の責任者をも自ら処罰していない。また、「諸条約によって決着済み」として、被害者への補償義務をも承認していない。条約も「法」だ。「法の前の平等」に反する不合理な差別だ。

これら基本的事実について、補充情報を現地で急遽提供した。こうして、日弁連の「従軍慰安婦」差別論は、日本帝国軍の軍属との対比ではなく、日本帝国による他の種類の戦争犯罪の被害者との対比に目を向け、注目すべき発展を遂げることになった。

最後に一言付言したい。日本帝国軍が、オランダ女性三五名を「従軍慰安婦」とした事件についてのバタビアにおけるオランダ軍事法廷が、日本軍人等を裁いたことが朝日新聞により昨年七月報道された。重大犯罪で有罪と認定され、約一〇名の被告人らは死刑（一名）など重い刑に処せられた。よく考えてみると、この先例は重大な意味を持つ。実は、このバタビア「従軍慰安婦」裁判は、前記平和条約第一条のいう「国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判」に含まれるはずだ。そうすると、これは単に国際法上の「先例」という以上の意味を持つことになろう。日本が、この判決を受諾した段階で、オランダ女性が被害者である場合には、「従軍慰安婦」に対する行為が重大な犯罪であったという法的評価を公式に認めたことになるからだ。ところが、日本政府は、アジアとりわけ韓国・朝鮮女性が被害者となると、全く同じ加害行為（多くの場合オランダ女性よりも韓国・朝鮮女性のほうが被害期間も長く、被害実態はより悲惨である）について、犯罪であることを決して認めないのである。これ以上のアジア女性・韓国朝鮮女性に対する蔑視・差別はあるだろうか。決して許されてはならない規約二六条などに違反する差別だろう。

〔日本の戦後処理問題に関するピョンヤン国際会議報告「『従軍慰安婦』犯罪の『責任者処罰』で一致した国際的要求——国際条約上明らかな日本政府の処罰義務」〕

一月七～八日朝鮮民主主義人民共和国（共和国）の首都ピョンヤン（平壤）で開催された日本の戦後処理問題に関するピョンヤン国際会議に出席したので報告したい。テーマは、一九〇五年「保護条約」の効力問題、「従軍慰安婦」問題、強制連行問題である。

主催者は、共和国の「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会である。同国外から多数の参加があった。韓国挺身隊問題対策協議会から二名、フィリピン「従軍慰安婦」調査団から二名、日本からは朝鮮人強制連行真相調査団関係者、日本の戦争責任資料センターの研究者他、国会議員、学者、弁護士など一五名が参加した。共和国からは同委員会関係者や研究者など一五〇名ほどが参加した。同国でこの種の国際会議が開催されることは初めてのことであろう。連日新聞・テレビ等の取材があり、注目された。

参加者は、「従軍慰安婦」被害者三名、強制連行被害者三名の貴重な証言を聴く機会があった。討議では、二五もの発表がなされた。その内容は多岐にわたり、とてもここで報告することができないので他にゆずりたい。結果は、「報告書要旨」にまとめられているので、概要を知りたい読者はこれを参照して欲しい。

特に強く印象に残った点を述べたい。それは、「責任者の刑事処罰」の要求について参加者の間で広範な一致が見られたことだ。その結果、国際社会での論議と日本でのそれとの間のズレは、ますます大きくなった。

「従軍慰安婦」に対する加害行為の凄惨さは、筆舌に尽くしたいものがある。ピョンヤン国際会議での被害者の証言を聴けば、当時の日本の刑事法に照らしても、数え切れないほどの殺人、誘拐、強姦、監禁、強要、暴行傷害、その他の犯罪が犯されたことが誰の目にも明らかだ。加害者らの行為は、世界中どの国の当時の法に照らしても重罪として裁かれるべき犯罪に当たるとされたはずだ。今日の日本では、交通事故によって外国人を殺傷した場合でも、実刑判決を受ける覚悟がいる。ところがなぜか、「従軍慰安婦」に対する加害行為になると、日本では、「処罰」など、話題になることさえほとんどなかった。被害者の支援運動の関心も、金銭的「補償」要求に集中してきた。マスコミも加害者の刑事上の責任を問うことがほとんどなかった。新聞の見出しにも「処罰」は全く登場しなかった。日本政府も、「耐え難い苦しみと悲しみを経験」した被害者に対して「人道的」見地から「補償にかわる措置」をしようと言う。しかし、この「措置」に「責任者の処罰」を加えようと考えている政府関係者は、誰もいないだろう。ある政府関係者は、処罰要求についてジャーナリストから尋ねられ、「できるはずがない」と一笑に付したという。日本は、処罰要求に対して、誠実に向き合うことさえしていないのだ。

韓国挺対協の李効再共同代表は、「従軍慰安婦」に対する日本の行為を「ジェノサイド」・人道に対する罪に当たるとした。日本は、韓国女性を性的奴隷とし、出生能力を奪い、「民族を抹殺しようとした」という厳しい評価である。これを前提とする挺対協の要求の骨子を要約すると次のとおりである。①真相究明。②責任の承認。③謝罪。④追悼。⑤金銭的補償。⑥教科書に真実の記載するなど（再発防止措置）。⑦責任者の処罰。偶然だが、これらの要求項目は、ファンボーベン国連補償問題特別報告者の最終報告書（今年八月公

表され、国連人権小委員会から高く評価された）があげる重大人権侵害被害者の賠償への権利の内容とびったり一致する。

共和国側の発表者の論調も同様だ。この会議の参加者には、共和国・日本の帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会が作成した資料（「日本帝国主義による『従軍慰安婦』犯罪事件の真相調査中間報告」一九九三年八月）が配布された。この中で同委員会は、「従軍慰安婦」犯罪事件は、「国際法上『人道にたいする罪』」であって、「国際法上時効の成立しない重大な人権蹂躪大罪」であるとしている。それを前提に、この問題の「解決方法」として同委員会が日本政府に求める要求は、次のとおりである。①犯罪事実の全面的調査・公開。②責任者の刑事処罰。③公式の謝罪表明（追悼、教科書への事実記載を含む）。④誠意ある補償措置。⑤国連を通じての国際的解決（日本政府が誠意ある解決に応じなければ、国際裁判など国連を通じて解決する）。これも、挺対協の要求と同一である。

フィリッピン「従軍慰安婦」調査団のラウデス・インダイ・サホール氏は、一〇月初旬国連が関与する「女性に対する暴力の廃絶」に関する国際専門家会議で行った日本による「従軍慰安婦」問題の報告(Lourdes Indai Sajor: "WOMEN IN ARMED CONFLICT SITUATIONS", MAV/1993/WP. 21 September 1993)を紹介した。その要点は、次のとおりである。フィリッピンなど日本帝国軍の敵国側「従軍慰安婦」への加害行為は、通常の戦争犯罪となり、人道に対する罪も成立すると主張する。これに対し、オランダ女性被害者の例を除き、極東国際軍事裁判所など戦争犯罪法廷も、日本の法廷もこの犯罪を全く裁いてこなかったことを批判している。日本政府に対する要求は、挺対協などと同様だ。アジア女性人権協議会など世界の女性運動は、一九九五年北京世界女性会議に向けて、かかる女性に対する暴力に効果的に対応する、被害者への補償機関、国際刑事法廷の設置を求めている。

これら国際的要求を見ると、「従軍慰安婦」に対する加害行為を「人道に対する罪」など広義の戦争犯罪としていること、処罰がなされていないことを批判していること、日本に対し責任者処罰を要求していること、日本がこれに応じない場合を想定して、国際刑事法廷設置を求めていることの四点で広範な一致がみられる。

筆者は、処罰問題に関しては、「『従軍慰安婦』問題と国際法の諸問題」という論文を発表した。「従軍慰安婦」に対する加害行為について、①日本政府が批准した諸条約の明文の規定によって、国際法上「処罰義務」を現在にいたるもまだ負っていること、②この処罰義務に違反する場合には、国際法上「不処罰の国家責任」が生じ、被害者に補償義務があること（これは、前記ファン・ベン報告書原則及び指針提案中の「一般原則2」からも言える）、③戦争犯罪の不処罰は国際人権〔自由権〕規約二六条などに違反する不合理な差別でもあることを主張した。その詳細は、筆者の論文を参照して頂きたいが、主要なポイントを述べておこう。

まず①の処罰義務だ。人道に対する罪に当たることは、筆者もかねて前記論者同様の主張をしている。その場合、日本政府に国際慣習法上の処罰義務があることは言うまでもなからう。しかし、これは文書に書かれた成文国際法ではないため、一般には理解が困難か